



たじみ監督署 安全衛生だより

平成24年の労働災害発生状況

平成24年11月末における労働災害発生状況は、全産業で240件で、前年の同じ時期と比べ22件の増加となっています。主な業種別では、製造業で102件(前年比21件の増加)、建設業で31件(前年比14件の増加)となっています。

このような状況の中、製造業について事故の型別労働災害発生状況を見ますと、『はさまれ・巻き込まれ』災害が43件となっており、全体の42%を占めています。災害発生状況は、機械の不具合発生時に不具合を解消するために機械を停止せずに機械に手を入れて巻き込まれた災害、また、機械の停止スイッチは押したものの惰性で動いている機械に手を入れて巻き込まれた災害等、安全意識の低下が根本にある災害が目立ちました。

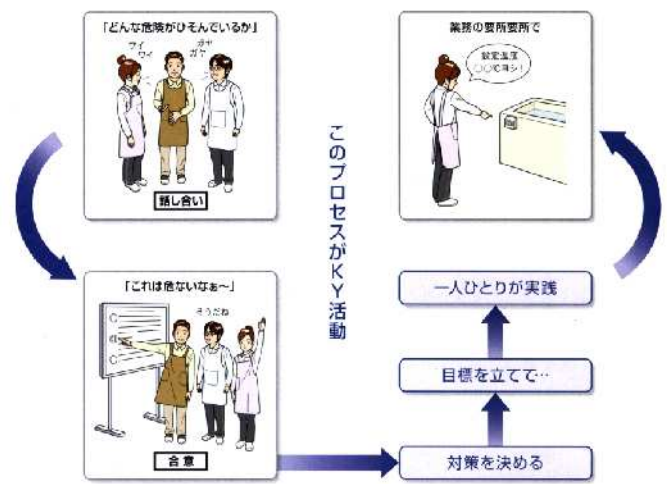
このことから、経営トップ自らが先頭に立ち、安全衛生管理体制や安全衛生活動についてもう一度点検を行うとともに、労使が一体となってリスクアセスメントや危険予知活動(KY活動)など日常的な安全衛生活動を実施し、「安全の先取り」を行ってください。

危険予知活動(KY活動)とは

人間は誰でも、つい「ウっかり」したり、「ボンヤリ」したり、錯覚をします。横着して近道や省略もします。このような人間の行動特性が誤った動作などの不安全行動(ヒューマンエラー)をもたらす、事故・災害の原因となります。これらは、通常の慣れた業務で起こりがちです。

事故・災害を防止するには、業務を始める前に「どんな危険が潜んでいるか」を職場で話し合い「これは危ないなあ」と危険のポイントについて合意します。そして、対策を決め、行動目標や指差し呼称項目を設定し、一人ひとりが指差し呼称で安全衛生を先取りしながら業務を進めます。このプロセスがKY活動です。

みんなで安全「先取り」の話し合い



業種別労働災害発生状況

(多治見監督署管内)

	平成24年	平成23年	対前年 増減数	対前年 増減率	構成比	(参考) 平成22年
全産業	240	218	(2)	10.1%	100%	246 (6)
製造業	102	81	(1)	25.9%	42.5%	81 (2)
うちパルプ・紙等	9	2	7	350.0%	3.8%	7 (1)
うち窯業土石	30	26	(1)	15.4%	12.5%	30
うち機械金属	31	25	6	24.0%	12.9%	17 (1)
建設業	31	17	(1)	82.4%	12.9%	36 (3)
運輸業	24	28	-4	-14.3%	10.0%	16
卸・小売業	17	17			7.1%	24
通信業	13	10	3	30.0%	5.4%	14 (1)
ゴルフ場	18	17	1	5.9%	7.5%	24
上記以外	35	48	-13	-27.1%	14.6%	51

本統計は、平成24年11月末日までに労働者死傷病報告により報告のあった休業4日以上の死傷災害を集計したもので、カッコ内の数は死亡災害を内数で示したものです。

構成比は少数第2位を四捨五入しているため、各業種の合計が100%にならない場合があります。

〈労働災害が発生したら労働者死傷病報告は遅滞なく提出しましょう〉

年末年始は無災害で！！

～平成24年度 年末年始無災害運動実施中～

標語：「あせらず 無理せず 油断せず 無事故でつなぐ年末年始」

実施期間：平成24年12月15日から平成25年1月15日まで

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるようにという趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年で42回目を迎えます。

とりわけ年末年始は、慌ただしく、生活のリズムも変わりやすく、特に、大掃除や機械設備の保守点検・修理等非正常作業が多くなることから、各事業場、職場では災害防止のための特別な配慮が必要となります。

トップの安全衛生パトロールの実施

トップ自らが、職場の安全衛生管理体制の強化に努め、職場をひとつひとつ直接総点検するとともに、作業者とのコミュニケーションを心がけ、職場の安全衛生上の問題点を把握し、解決につなげましょう。



日常的な安全衛生活動の強化

年末年始は、大掃除や機械設備の保守点検・修理等非正常作業が多くなることから、職場では災害防止のための特別な配慮が必要です。

先取り安全のリスクアセスメントの導入・定着や危険予知活動など、日常的な安全衛生活動の強化に努めましょう。



4Sは安全衛生の基本

安全で使いやすく片付いた清潔な職場にするため、4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動を推進しましょう。

健康的な生活習慣の維持

年末年始は仕事が忙しくなる上、また飲酒の機会も増えます。インフルエンザの流行や風邪などにより体調不良になりやすい時期です。バランスのよい食事、適度な運動、十分な睡眠、適量の飲酒など健康管理に気をつけましょう。



〈事業場が行う個別実施事項〉

- 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入定着
- メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- KY(危険予知)活動を利用した「現場力」の強化と5Sの徹底
- 非正常作業における労働災害防止対策の徹底
- 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- 安全衛生パトロールの実施
- 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- 交通労働災害防止対策の推進
- 東日本大震災に伴う復旧・復興工事における労働災害防止対策
- 化学物質管理の徹底
- 健康的な生活習慣(睡眠、飲酒)に関する健康指導の実施
- インフルエンザ等感染予防対策の徹底
- 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



年末年始こそ安全衛生活動を強化しよう！！

特定化学物質障害予防規則等が改正されます

以下の3物質について、健康障害防止措置が義務づけられます

インジウム化合物
コバルト及びその無機化合物
エチルベンゼン

改正政省令は、平成25年1月1日から施行・適用されます

厚生労働省では、事業場において労働者が有害物にさらされる(ばく露)状況を把握するため、「有害物ばく露作業報告制度」を設けています。この報告に基づき、リスク評価を実施し、労働者に重い健康障害を及ぼすおそれのある化学物質については、必要な規制を実施しています。

今回、リスク評価の結果、上記の物質について規制が必要とされましたので、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則の改正を行いました。

今回の改正による物質ごとの主な規定の適用一覧

インジウム化合物 ・ コバルト及びその無機化合物

条文	規制内容	インジウム化合物	コバルト及びその無機化合物	条文	規制内容	インジウム化合物	コバルト及びその無機化合物	
安衛法 57	表示	●	●	特定化学物質障害予防規則	36	作業環境の測定 実施	● (30年)	
57の2	文書の交付	●	●		36の2	測定結果の評価 管理濃度	×	● (30年)
88	計画の届出	●	●		36の3, 36の4	評価の結果に基づく措置	×	0.02mg/m ³
2	定義	管理第二類物質	管理第二類物質		37	休憩室	●	●
2の2	適用除外(業務)	×	●		38	洗浄設備	●	●
5	特定第2類または管理第2類物質に係る設備	●	●		38の2	喫煙、飲食の禁止	●	●
6-6の3	5条の適用除外	●	●		38の3	掲示	●	●
7	局所排気装置等の性能	制御風速 1.0m/s	抑制濃度 0.02mg/m ³		38の4	作業記録	●	●
8	局排等の稼働時の要件	●	●		38の7	特別規定	(清掃、呼吸用保護具、付着物の除去)	×
9	用後処理(除じん)	●	●		38の12	特別規定	×	● (清掃)
12の2	ぼろ等の処理	●	●		39-40の3	健康診断 雇入れ、定期配転後 記録の保存	● (30年)	● (30年)
21	床の構造	●	●		41	健康診断結果の報告	●	●
22,22の2	設備の改造等	●	●		42	緊急診断	●	●
24	立入禁止措置	●	●	43-45	呼吸用保護具、保護衣等の備え付け	●	●	
25	容器等(貯蔵場所の設備を除く。)	●	●	53	記録の報告	●	●	
27,28	作業主任者の選任	●	●					
29-35	定期自主検査、点検、補修等	●	●					

エチルベンゼン

条文	規制内容	エチルベンゼン	エチルベンゼン1%以下、かつ有機溶剤を1%を超えて含有する物	条文	規制内容	エチルベンゼン	エチルベンゼン1%以下、かつ有機溶剤を1%を超えて含有する物	
安衛法 57	表示(エチルベンゼンを0.1%以上含有する場合)	●	●	特定化学物質障害予防規則	36	作業環境の測定 実施	● (30年)	
57の2	文書の交付(同上)	●	●		36の2	測定結果の評価 管理濃度	● (30年)	20ppm
88	計画の届出	●	●		36の3, 36の4	評価の結果に基づく措置	●	●
2	定義	「エチルベンゼン等」	● (塗装業務以外全て)		28	作業環境の測定 実施	●* (3年)	● (3年)
2の2	適用除外(業務)	● (塗装業務以外全て)			28の2	測定結果の評価	●* (3年)	● (3年)
1	定義	●	●		28の3, 28の4	評価の結果に基づく措置	●*	●
2-4	適用除外(許容消費量)	●	●		37	休憩室	●	×
5	第1種、第2種有機溶剤に係る設備	●	●		38	洗浄設備	●	×
6	第3種有機溶剤に係る設備(タンク等の内部)	●	●		38の2	喫煙、飲食等の禁止	●	×
7-13の3	適用除外(周壁・臨時・短時間・設置困難等)	●	●		38の3	掲示	●	×
14-18の3	局排等の性能要件等	●	●		38の4	作業記録	●	×
12の2	ぼろ等の処理	●	×		38の8	特別規定	有機則の準用	
22,22の2	設備の改造等	●	×		39-40の3	健康診断 雇入れ、定期配転後 記録の保存	● (30年)	
24	立入禁止措置	●	×	41	健康診断結果の報告	●		
25	容器等	●	×	29-30の2	健康診断 (有機溶剤混合物) 雇入れ、定期配転後 記録の保存	●* (5年)	● (5年)	
27(28)	作業主任者の選任	● (有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任)		30の3	健康診断結果の報告	●*	●	
20-23	定期自主検査、点検、補修	●	●	31	健康診断の特例	●*	●	
24	掲示	●	●	42	緊急診断	●	● (一部適用)	
25	区分の表示	●	●	43-45	呼吸用保護具等の備え付け	●	×	
26	タンク内作業	●	●	32-34	送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用 保護具の数等	●	●	
27	事故時の退避等	●	●	53	記録の報告	●	×	

◆ このパンフレットでは、法令の名称を次のように略記しています。

労働安全衛生法→安衛法
労働安全衛生法施行令→安衛令

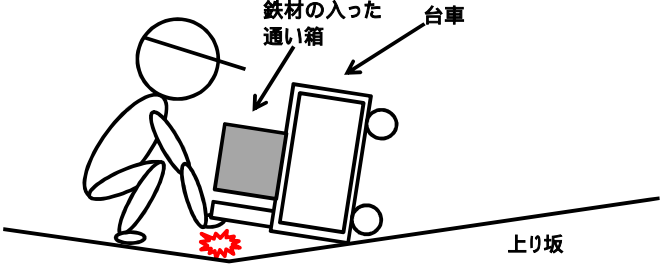
労働安全衛生規則→安衛則
特定化学物質障害予防規則→特化則

* エチルベンゼンと有機溶剤を合計して5%以下のものを除く

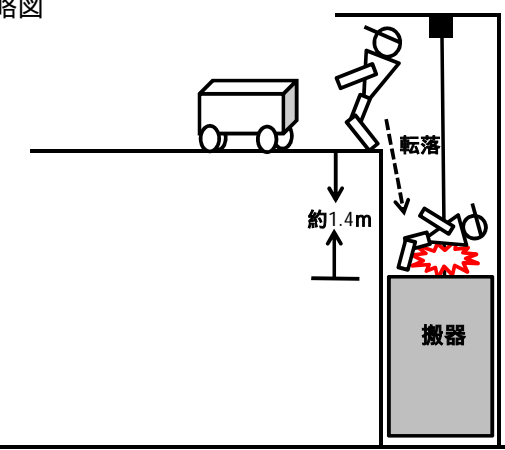
有機溶剤中毒予防規則→有機則

【災害事例】

事例(1)

発生概要		台車で運搬中に台車が倒れて手を挟まれる										
業種	油圧機器製造	職種	教育担当	年齢	60代	性別	男	災害程度	休業8週間	経験	3年	
発生状況	構内通路で溶接教育用の鉄材が入った箱を台車に乗せて、排水溝に向けて下り勾配がついている場所を移動していたところ、上りの傾斜により台車が止まった。その後台車が手前側に戻って来て倒れた際に台車と地面で手をはさんだもの。 隣に平坦な歩道があったが、台車を使用していたため勾配がある車道を通ってしまった。			事故の型	はさまれ			起因物	人力運搬機			
	発生原因			概略図								
再発防止策	台車の最大積載荷重を決めておらず、載せられるだけ載せていたこと。 台車の背が高くバランスの悪い台車を使用していたこと。 平坦な歩道を通らなかったこと。											
	<p>台車の最大積載荷重及び積載量を決め、それを労働者に周知徹底させること。</p> <p>特に重量のある物を台車に載せる時は、重心が低い台車を使用するようし、勾配のない平坦な通路を使用すること。</p>			<p><ワンポイントアドバイス> 台車を使用するにあたっての注意点 台車の最大積載荷重を超えた使用はしないようにしましょう。 また、転倒や荷崩れの原因となる部分的に偏った積載はしないようにしましょう。 著しい凸凹突起、落差のある場所では使用しないようにしましょう。 傾斜のある路面では、台車がバランスを崩し事故の原因になります。 特にストッパーのない台車は傾斜地への保管、放置をやめましょう。 キャスター、車輪やボルトが緩んだ状態で使用しないようにしましょう。 定期的な点検をしましょう。</p>								

事例(2)

発生概要		エレベーター使用中にエレベーターシャフト内に転落										
業種	医薬品製造業	職種	製造工	年齢	60代	性別	男	災害程度	休業1ヶ月	経験	40年	
発生状況	工場内で製品移動用簡易エレベーターを使用して、二階にある製造機械(キャスター付き)を一階に移動させる際に、搬器の中から機械を引き込もうと、ドアを開け後ろ向きで乗り込んだところ、搬器が二階に来ておらず誤って一階にある搬器の天井まで約1.4m転落したものの。			事故の型	墜落、転落			起因物	エレベーター			
	発生原因			概略図								
再発防止策	当該エレベーターには、搬器がその階に停止していないと扉が開かない装置、扉が閉まっていなくて搬器が動かない装置が設置されていたが、扉を何度も揺ることによりロックが外れて扉が開いてしまう状態であったにもかかわらず、使用を続けたこと。 年次点検、月次点検が行われていなかったこと。											
	年次点検・月次点検を実施し、異常を認めるときは、直ちに補修すること。			<p><ワンポイントアドバイス> エレベーター、簡易リフトによる重大な労働災害を防止するための主要な対策</p> <p>墜落防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 昇降路は扉の部分を除き、すべて囲うこと。 搬器が止まっている階の昇降路の扉しか開かない構造(ドアロック)となっていること。 <p>はさまれ防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 搬器は扉の部分を除き天井を含め、すべて囲うこと。 昇降路、搬器のすべての扉が閉まっていなければ、昇降できない構造となっていること。 								

1. 発生状況は、同種災害防止の見地から編集を加えて作成しています。
2. 災害防止対策、コメントは、必ずしも法令違反を構成するものではなく、安全管理上望ましい対策を含めて取りまとめたものです。